

船橋市

自転車等駐車場

利用案内

令和2年度自転車等駐車場（駐輪場） 定期利用者募集案内

※変更点についてはP10以降の各駅駐輪場の「☆」をご覧ください。

1. 利用期間（定期利用は年度ごとに申請が必要です。年度をまたいでの継続利用はできません。）

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
（最短1ヶ月単位から申請できます）

※定期利用開始までの流れ

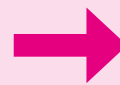
利用申請 → 利用許可 → 支払 → ステッカー受取・車体への貼付 → 利用開始
（納付書発送） （許可された駐輪場にて）

2. 申請方法（申請はご利用される方のお名前で行ってください。利用許可者以外のご利用はお断りいたします。）

インターネット申請

パソコン・携帯電話等により
船橋市ホームページから申請で
きます。

こちらから詳細画面に
アクセスできます



※パスワード等を忘れてしまった場合は、都市整備課でお調べできますのでお問い合わせ下さい。

申請書（はがき）による申請

船橋市役所 4階 都市整備課・船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所・各駐輪場で申請書を受けとるか船橋市ホームページから申請書を印刷し、必要事項を記入のうえ都市整備課まで郵送または持参してください。

3. 申請受付期間

★ 1 次 募 集 受 付 ★

令和 2 年 1 月 15 日(水)午前 8 時 45 分から令和 2 年 1 月 31 日(金)までの期間、申請を受け付けます(必着)。⇒ P3「各受付共通事項①②」参照

※募集台数を超える申請があった駐輪場については、抽選を行います。

利用許可の可否通知は令和 2 年 2 月 19 日(水)に発送する予定です(納付期限は令和 2 年 3 月 31 日(火)です)。ステッカーは、利用を許可された駐輪場で令和 2 年 3 月 16 日(月)から交付する予定です(ステッカーの交付には、領収書兼利用許可通知書が必要です)。

※西船橋駅第 15 駐輪場のステッカーは、西船橋駅第 7 駐輪場で交付します。

※津田沼駅第 5 駐輪場のステッカーは、令和 2 年 3 月 31 日まで津田沼駅第 4 駐輪場で交付します。令和 2 年 4 月 1 日以降は津田沼駅第 5 駐輪場で交付します。

※可否通知の発送予定日から数日経過しても通知が届かない場合は都市整備課までご連絡ください。

★ 2 次 募 集 受 付 ★

1 次募集の結果、まだ空きのある駐輪場については、令和 2 年 2 月 25 日(火)午前 8 時 45 分から令和 2 年 3 月 3 日(火)までの期間、申請を受け付けます(必着)。⇒ P3「各受付共通事項①②」参照

※募集台数を超える申請があった駐輪場については、抽選を行います。

利用許可の可否通知は令和 2 年 3 月 12 日(木)に発送する予定です(納付期限は令和 2 年 3 月 31 日(火)です)。

※可否通知の発送予定日から数日経過しても通知が届かない場合は都市整備課までご連絡ください。

★ 空 き 駐 輪 場 の 随 時 受 付 ★

1 次・2 次募集の結果、まだ空きのある駐輪場の申請を令和 2 年 3 月 23 日(月)午前 8 時 45 分から満車になるまで先着順で受け付けます。

なお、5 月以降の空き駐輪場の申請については随時受け付けます。当月内に翌月からの利用を希望される場合は、毎月 20 日から受け付けとなります。翌々月以降の申請はできません。

※納付期限は利用開始月の末日(土・日・祝休日の場合はその前の平日)までです。

★満車駐輪場のキャンセル待ち受付★

1次・2次募集で満車になった駐輪場については、キャンセル待ちの申請を受け付けますが、公平性を確保するため、申請期間を定め抽選によりキャンセル待ち順位を決定（下記①）し、キャンセル待ちの随時受付申請は先に決定した順位の後に先着順で登録（下記②）します。

① キャンセル待ち順位決定受付

1次・2次募集で満車になった駐輪場のキャンセル待ちの申請を令和2年3月23日(月)午前8時45分から令和2年4月7日(火)までの期間で受け付けます(必着)。⇒下記「各受付共通事項①②」参照

受付期間終了後、キャンセル待ち順位を決める抽選を行い、抽選結果通知を令和2年4月22日(水)に発送する予定です。

② キャンセル待ちの随時受付

令和2年4月15日(水)午前8時45分から先着順で受け付けます。

4月15日から4月22日の12時(正午)までに申請された方の結果通知は令和2年4月22日(水)に発送する予定です。

※キャンセル待ちは1人1箇所のみとなります。

※解約等により駐輪場に空きが発生した場合、待ち順位の早い方から利用許可通知書を送付いたします。

※結果通知の発送予定日から数日経過しても通知が届かない場合は都市整備課までご連絡ください。

4. 各受付共通事項

- ① 申請受付時間は、船橋市役所 4階 都市整備課窓口では8時45分から17時まで(土・日・祝休日を除く)、郵送では締切日必着、インターネットでは0時から24時までとさせていただきます(各受付開始日は午前8時45分からです)。
- ② 受付期間外に届いた申請書については無効になります。
- ③ 抽選を行う駐輪場では、利用される駅から自宅等までの距離がおおむね800メートル以内である方の利用を制限しています。
- ④ 申請は1人1枚です(利用許可者以外の利用はできません)。
また、1枚の申請書で自転車、原動機付自転車(総排気量50cc以下、白ナンバーのみ)、自動二輪車(総排気量50cc超125cc以下)の複数の種別を申請することはできません。
- ⑤ 駐輪場利用対象車は自転車と原動機付自転車(総排気量50cc以下、白ナンバーのみ)及び自動二輪車(総排気量50cc超125cc以下)になります。
※道路交通法に規定するミニカー(水色ナンバー)の利用はできません。
※原動機付自転車(総排気量50cc以下、白ナンバーのみ)及び自動二輪車(総排気量50cc超125cc以下)が利用できる駐輪場は限られておりますのでご注意ください。
※高校生の原動機付自転車(総排気量50cc以下、白ナンバーのみ)及び自動二輪車(総排気量50cc超125cc以下)による駐輪場利用は学校長の許可証が必要です。
- ⑥ 小学生以下の申請は、利用確認の連絡をさせていただく場合があります。

5. 満車駐輪場の継続利用（年度をまたいでの継続利用はできません）

◎令和2年度内における継続利用について

- ① 定期利用されている駐輪場の利用終了月の20日から末日までに申請いただければ、翌月1日から継続利用が可能です。
- ② 利用終了月の翌月1日から19日までに申請いただいた場合にも申請日以降の利用が可能です。ただし、**月途中の申請でも1ヶ月分の料金がかかります。**

(例) 当初、7月31日までのご契約の方

- ① 7月20日から7月31日までに申請した場合
8月1日から継続利用が可能
- ② 8月7日に申請した場合
8月7日以降から利用が可能

※利用終了月の翌々月以降（9月から再度利用開始）の継続利用申請はできません。

6. 定期利用の廃止（駐輪場解約に伴う還付金の手続き）

◎定期で駐輪場をご利用している方が、転出や転勤等でご利用をやめる場合、廃止手続きをしていただくと、許可した月数からご利用した月数（廃止手続き日の月末まで）の料金を差し引いた額を口座振込にて返金します。

例：7月1日に廃止手続きをした場合

駐輪場利用時にお支払いしていただいた額から、ご利用した月数（7月末まで）を差し引いた額を返金。

※1年間（4月～翌年3月）の利用料金をお支払いされた方は、1ヶ月分割引されていますので、11ヶ月ご利用した後は、返金できません。

<廃止手続きの手順>

- ① ご利用をお止めになる月の末日までに駐輪場整理員へ申し出
○整理員へ申し出をされると、申し出をされた月の末日までご利用できるステッカーを発行させていただきますので、旧ステッカーと貼り替えてご利用ください（これで完了ではありませんのでご注意ください）。
- ② ご利用終了月内（駐輪場整理員に申し出をされた月内）に船橋市役所都市整備課へ利用廃止（解約に伴う還付金請求）を申請（インターネットによる申請は不可）

<必要書類>

- 船橋市自転車等駐車場利用廃止届
- 口座振込依頼書（駐輪場利用登録者以外の口座に振り込む場合は委任状が必要です）
- ステッカー（駐輪場利用当初に発行されたステッカー）
※不正防止のため剥すと破けてしまいますが、破けたもので結構です。
- 領収書兼利用許可通知書

※船橋市役所都市整備課の窓口で直接手続きされる方は、必要書類が課内にございますのでステッカー・領収書・印鑑（認印可）と口座番号のわかるもの（通帳等）を持参してください。

※郵送の場合には必要書類を船橋市ホームページから取り出してください。

令和2年度駐輪場料金表

1. 定期（月ぎめ）利用料金 （下記料金には消費税相当額が含まれています）

単位：円

市内・外区分		自転車				原付 (50cc以下)				自動二輪 (50cc超125cc以下)				
		市内		市外		市内		市外		市内		市外		
利用区分		一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下	
基本料金区分	A	1ヶ月	330	160	490	245	660	330	990	490	660	330	990	490
		6ヶ月	1,810	905	2,715	1,357	3,630	1,810	5,440	2,715	3,630	1,810	5,440	2,715
		1年	3,630	1,810	5,440	2,715	7,260	3,630	10,890	5,440	7,260	3,630	10,890	5,440
	B	1ヶ月	550	270	820	405	1,100	550	1,650	820	1,100	550	1,650	820
		6ヶ月	3,020	1,505	4,535	2,262	6,050	3,020	9,070	4,535	6,050	3,020	9,070	4,535
		1年	6,050	3,020	9,070	4,535	12,100	6,050	18,150	9,070	12,100	6,050	18,150	9,070
	C	1ヶ月	770	380	1,150	575	1,540	770	2,310	1,150	1,540	770	2,310	1,150
		6ヶ月	4,230	2,115	6,345	3,167	8,470	4,230	12,700	6,345	8,470	4,230	12,700	6,345
		1年	8,470	4,230	12,700	6,345	16,940	8,470	25,410	12,700	16,940	8,470	25,410	12,700
	D	1ヶ月	990	490	1,480	735	1,980	990	2,970	1,480	1,980	990	2,970	1,480
		6ヶ月	5,440	2,715	8,165	4,082	10,890	5,440	16,330	8,165	10,890	5,440	16,330	8,165
		1年	10,890	5,440	16,330	8,165	21,780	10,890	32,670	16,330	21,780	10,890	32,670	16,330
	E	1ヶ月	1,210	600	1,810	905	2,420	1,210	3,630	1,810	2,420	1,210	3,630	1,810
		6ヶ月	6,650	3,325	9,975	4,987	13,310	6,650	19,960	9,975	13,310	6,650	19,960	9,975
		1年	13,310	6,650	19,960	9,975	26,620	13,310	39,930	19,960	26,620	13,310	39,930	19,960

※ご利用される駐輪場の料金については、駐輪場の料金区分（A～E）をP10以降で確認し、上記表と照らし合わせてください。

※6ヶ月以上の利用許可の場合は0.5ヶ月分、1年間の利用許可の場合は、1ヶ月分を割り引いています（船橋駅南口地下駐輪場の割り引きはありません）。

※料金は、納付書の裏面に記載されている金融機関、若しくはコンビニエンスストアで必ず納付期限内にお支払いください（納付期限内にお支払いされない場合には無効になります）。

※上記表内の原付とは50cc以下、白ナンバーのみ、自動二輪は50cc超125cc以下となり、ご利用できる駐輪場が限られております。

2. 一時（日ぎめ）利用料金

（下記料金には消費税相当額が含まれています）

	自転車	原付	自動二輪（原付2種）
1回につき（24時間以内）	100円	200円	200円
回数券（11回利用分）	1,000円	2,000円	2,000円

※一時（日ぎめ）利用は、入庫から出庫までを1回とします。

※同日でも駐輪場から出庫し、再入庫される場合は、その都度料金をいただきます。

※上記料金は、入庫から24時間以内の料金で、24時間を超えた場合、その都度料金が加算されます。

※駐輪場により回数券の種類が異なります（有人駐輪場：紙の回数券、機械式駐輪場：プリペイドカード式回数券）。

※紙の回数券をご利用の際は、ご自身で自転車等のハンドルに巻きつけてご利用ください（機械式駐輪場ではご利用いただけません）。

※プリペイドカード式回数券をご利用の際は、料金精算時に精算機へ挿入してご利用ください（船橋駅第10、北習志野駅第4駐輪場ではご利用いただけません）。

※回数券は、一時（日ぎめ）利用が可能な駐輪場で販売しています（船橋駅第10、北習志野駅第4駐輪場を除く）。

※回数券購入後の払戻しはおこないません。

※回数券をご利用いただく場合も、優先的に駐輪できるものではありません。

※船橋駅南口地下駐輪場及び船橋駅第10・第12、東船橋駅第2、西船橋駅第10・第12・第14、船橋法典駅第3、北習志野駅第4の機械式駐輪場については、入庫後90分間は無料です。

3. 料金免除（機械式駐輪場では料金の免除は受けられません）

◎次の条件に該当する方は、定期（月ぎめ）・一時（日ぎめ）利用料金が全額免除されます。
定期（月ぎめ）利用の場合は、証明書・手帳の写し等を添えて申請書を提出してください（郵送若しくは持参のみの受付になります）。

一時（日ぎめ）利用の場合は、証明書・手帳を一時利用可能な駐輪場の整理員に提示してください。

- ① 生活保護を受けている方⇒福祉事務所長の生活保護証明書
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方⇒手帳の写し
- ③ 配偶者のない女性又は配偶者のない男性で、現に義務教育終了前の人を扶養している方及びその方に扶養されている義務教育終了前の方⇒船橋市母子家庭・父子家庭等医療費受給者証の写し

※受給者証をお持ちでない方や市外の方は都市整備課までお問い合わせください。

- ④ 知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている方⇒手帳の写し
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方⇒手帳の写し
- ⑥ 戦傷病者手帳の交付を受けている方⇒手帳の写し
- ⑦ 被爆者健康手帳の交付を受けている方⇒手帳の写し

注 意

定期利用の免除申請につきましては、証明書・手帳等の写しが必要になりますので、インターネットによる申請はできません。

郵送若しくは持参による紙申請のみとなりますのでご注意ください。

お知らせ

- ◎ラック式駐輪場は駐輪できる自転車の規格が決まっておりますので、P24をご確認ください。
- ◎一時利用が可能な地上の駐輪場で11回利用分の回数券（船橋駅第10、北習志野駅第4駐輪場は除く）が利用できます。

その他

◎駐輪場利用時の注意

- ① 駐輪場内での自転車等の盗難・損傷などの事故については、市は一切責任を負いません。
- ② 駐輪場内は危険防止のため自転車等を降車して通行してください。
- ③ 一時（日ぎめ）利用できる駐輪場は限られていますので、事前に利用案内等で確認してください。なお、満車の場合にご利用いただけません。
- ④ ルール違反（登録駐輪場以外の利用など）の自転車等については、撤去等の措置をとります。
- ⑤ 駐輪場内は終日禁煙です。
- ⑥ 駐輪場内では整理員の案内に従ってください。

◎ホームページアドレス

船橋市 駐輪場

検索

<http://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/koutsu/001/index.html>

※駐輪場用地確保が困難なことから駐輪場のご利用にあたり、ご不便をおかけする場合もありますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

◎個人情報の保護について

自転車等駐車場利用申請の記載内容については、駐輪場の利用者管理以外の目的での使用は一切いたしません。

利用申請書の記入方法（消せるボールペンは使用しないでください）

第1号様式

船橋市自転車等駐車場利用申請書 (一次・二次募集用)

船橋市長 あて

利 用 者	1. 市内 2. 市外 〒 _____ 電話 (_____)
	住所 _____ (アパート名・部屋番号など)
フリガナ (氏) _____ (名) _____	生 年 月 日 _____
氏名 _____	大正・昭和・平成 _____ 年 月 日

令和 ____年 ____月 ____日 自転車等駐車場を利用したいので次のとおり申請します。

◎駐輪場希望欄

希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		

◎キャンセル待ち駐輪場希望欄

希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
※キャンセル待ちの駐輪場の希望は1か所のみとさせていただきます。		
利用対象		
1. 一般	2. 高校生以下	

※自転車保険に加入していますか(はい・いいえ)

駅名を記入してください。

(_____ 駅)

利用期間(最長3月末日まで)

____月 ____日から ____月 ____日まで

利用種別	※原付・対象自動二輪の場合、必ず標識番号を記入してください。		
1. 自転車	防犯登録番号	_____	
2. 原動機付自転車 (50cc以下、 白ナンバーに限る)	標識番号 (ナンバー)	市町村名	かな等 番号
		_____	_____
3. 対象自動二輪車 (原付2種:50cc超 125cc以下)	標識番号 (ナンバー)	市町村名	かな等 番号
		_____	_____

市役所使用欄	記入しないでください。	料金	_____	その他	_____
--------	-------------	----	-------	-----	-------

第1号様式

船橋市自転車等駐車場利用申請書 (キャンセル待ち及び随時募集用)

船橋市長 あて

利 用 者	1. 市内 2. 市外 〒 _____ 電話 (_____)
	住所 _____ (アパート名・部屋番号など)
フリガナ (氏) _____ (名) _____	生 年 月 日 _____
氏名 _____	大正・昭和・平成 _____ 年 月 日

____年 ____月 ____日 自転車等駐車場を利用したいので次のとおり申請します。

◎駐輪場希望欄

希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		

◎キャンセル待ち駐輪場希望欄

希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
利用対象		
1. 一般 2. 高校生以下		

※自転車保険に加入していますか(はい・いいえ)

駅名を記入してください。

(_____ 駅)

利用期間(最長3月末日まで)

____月 ____日から ____月 ____日まで

利用種別	※原付・対象自動二輪の場合、必ず標識番号を記入してください。		
1. 自転車	防犯登録番号	_____	
2. 原動機付自転車 (50cc以下、 白ナンバーに限る)	標識番号 (ナンバー)	市町村名	かな等 番号
		_____	_____
3. 対象自動二輪車 (原付2種:50cc超 125cc以下)	標識番号 (ナンバー)	市町村名	かな等 番号
		_____	_____

市役所使用欄	記入しないでください。	料金	_____	その他	_____
--------	-------------	----	-------	-----	-------

上記申請書を切り取り、官製ハガキに貼って郵送、もしくは台紙に貼り都市整備課へ持参してください。

利用申請書の記入例

第1号様式
船橋市自転車等駐車場利用申請書

船橋市長 あて

1) 市内 2) 市外 〒 273-8501 電話 047-(436)2293

住所 船橋(市) 湊町2-10-25
(アパート名・部屋番号など)

フリガナ (氏) フナバシ (名) タロウ 生 年 月 日 _____

氏名 船橋 太郎 大正・昭和・平成 _____
年 月 日

令和 ____年 ____月 ____日 自転車等駐車場を利用したいので次のとおり申請します。

◎駐輪場希望欄

希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
第1希望		
第2希望		
第3希望		
第4希望		

◎キャンセル待ち駐輪場希望欄

希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
希望駐輪場	駅コード	駐車場コード
利用対象		
(1)一般 2. 高校生以下		

※自転車保険に加入していますか(はい・いいえ)

駅名を記入してください。

(_____ 駅)

利用期間(最長3月末日まで)

____月 ____日から ____月 ____日まで

利用種別	※原付・対象自動二輪の場合、必ず標識番号を記入してください。		
1) 自転車	防犯登録番号	_____	
2. 原動機付自転車 (50cc以下、 白ナンバーに限る)	標識番号 (ナンバー)	市町村名	かな等 番号
		_____	_____
3. 対象自動二輪車 (原付2種:50cc超 125cc以下)	標識番号 (ナンバー)	市町村名	かな等 番号
		_____	_____

市役所使用欄	記入しないでください。	料金	_____	その他	_____
--------	-------------	----	-------	-----	-------

申請書は機械で処理しますので、楷書で丁寧に記入してください。また、記入漏れや書き損じ、汚れなどの無いようにお願いします。

〒273-8501
船橋市湊町2-10-25
船橋市役所 都市整備課
自転車対策係 行

(切り取ってご利用ください。)

申請書内容について確認することがありますので、確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。

キャンセル待ち申請の場合はこちらを記入。
キャンセル待ち受付期間のみ申請が可能です。

定期利用の駐輪場申請の場合はこちらを記入。
希望する駐輪場の「駅コード」「駐車場コード」を記入。
※駐車場コードは駐輪場の第○駐輪場と数字が異なる場合がありますのでご注意ください。

利用駅名を記入してください。

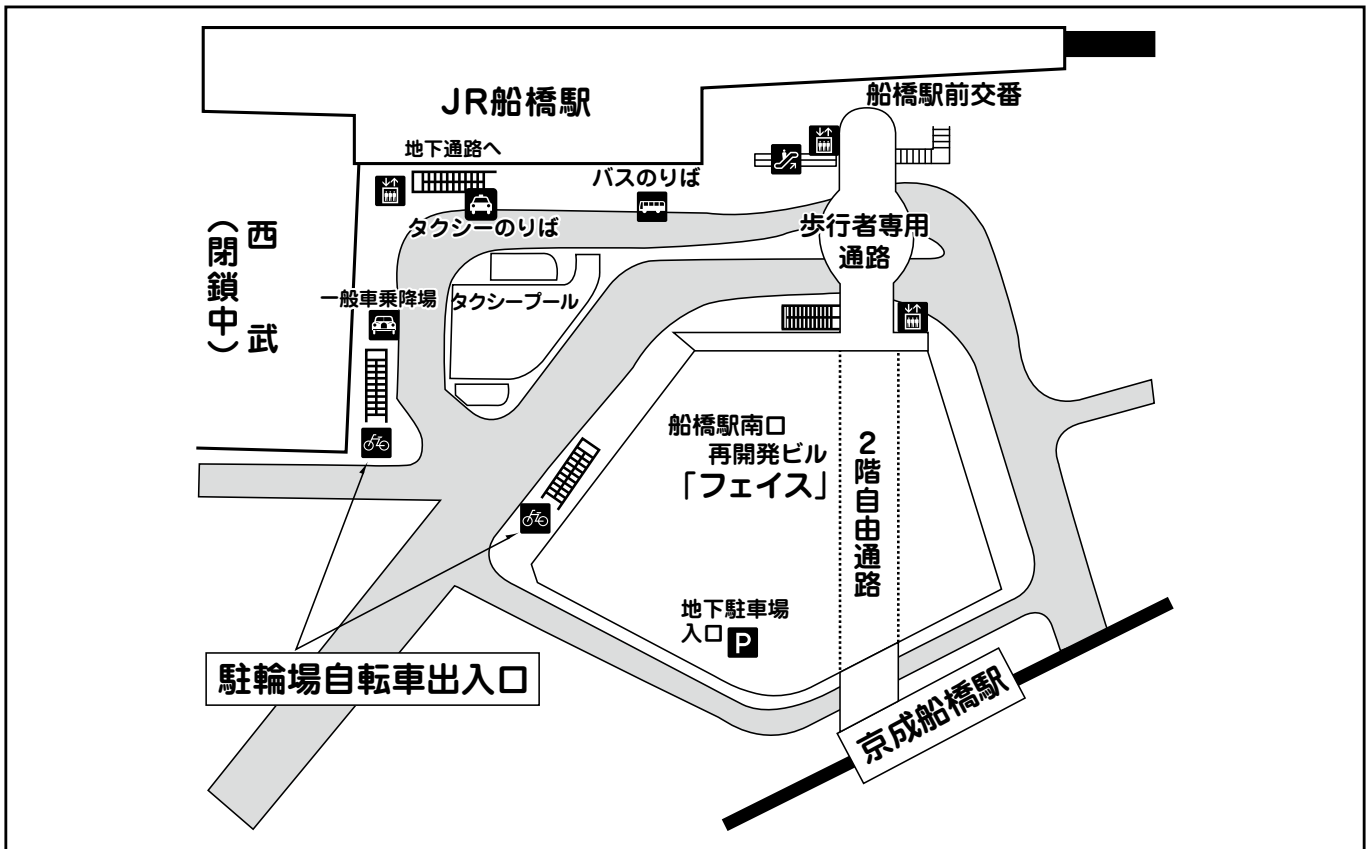
年度単位(4月から翌年3月)の募集になります。
1ヶ月単位での利用も可能です。
※キャンセル待ちを申請される場合はご利用される最後の月のみの記入をお願いします。

自転車の防犯登録番号の記入は必須ではありません。
※原動機付自転車(50cc以下)及び自動二輪(50cc超125cc以下)については、標識番号(ナンバー)を必ず記入してください。

駐輪場案内図

< 船橋駅南口地下駐輪場 >

※地上の駐輪場と申請方法が異なりますのでご注意ください。



(下記料金には消費税相当額が含まれております)

単位：円

区分		駐輪場所	単位	市内	市外
定期利用	一般	下段	1ヶ月	1,210	1,815
		上段		770	1,155
	高校生以下	下段	1ヶ月	600	900
		上段		380	570
一時利用				90分超～24時間	100
回数券(地下駐輪場専用)				33回分	3,000

※定期利用される方は、交通系 IC カード (Suica か PASMO) が必要です (それ以外のカードはご利用できません)。

また、ステッカーを必ず自転車に貼付してください。

※随時募集の申請は毎月15日締めで翌月1日からの利用開始になります。

※2ヶ月以上の利用料金は (1ヶ月利用料金) × (利用月数) になります。

※一時利用料金は入庫から24時間毎に100円加算になります。

※回数券は地下駐輪場内管理人室で販売しています。

※地下駐輪場の回数券は地上の駐輪場では利用できません。

JR 船橋駅南口と京成船橋駅間のフェイスビル地下1階にある施設で、防犯カメラの設備や供用時間中は管理人が常駐し、安心して利用できる自転車専用の駐輪場です。

利用時間：6:00～24:00まで

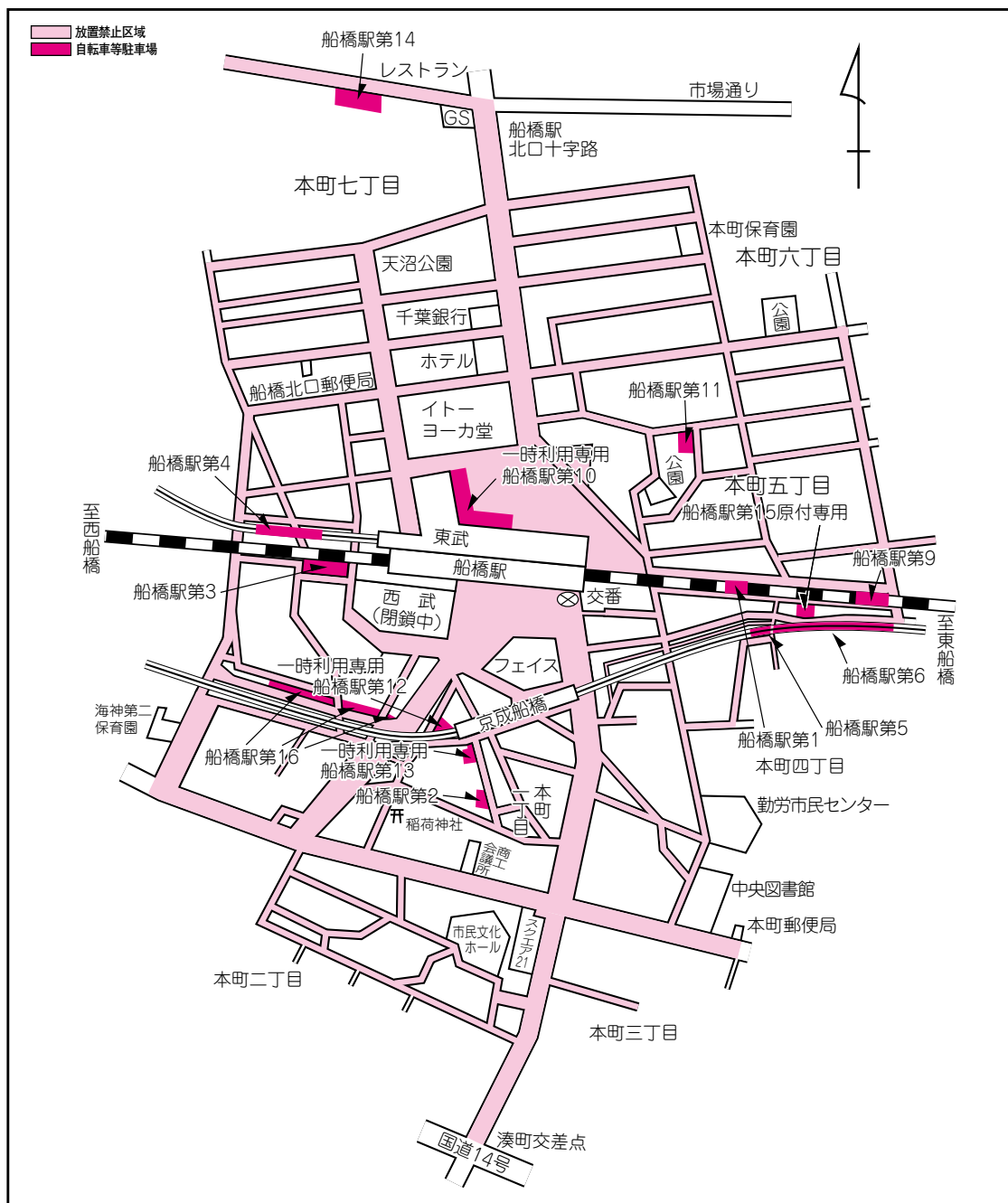
※24:00以降6:00までの間は自転車の出し入れはできません。

※利用申請方法等の詳しい情報については、「地下駐輪場管理人室」または「船橋市ホームページ」でご確認ください。

駐輪場案内図・自転車等放置禁止区域図

< 船橋駅周辺 >

駅コードは 1 です。

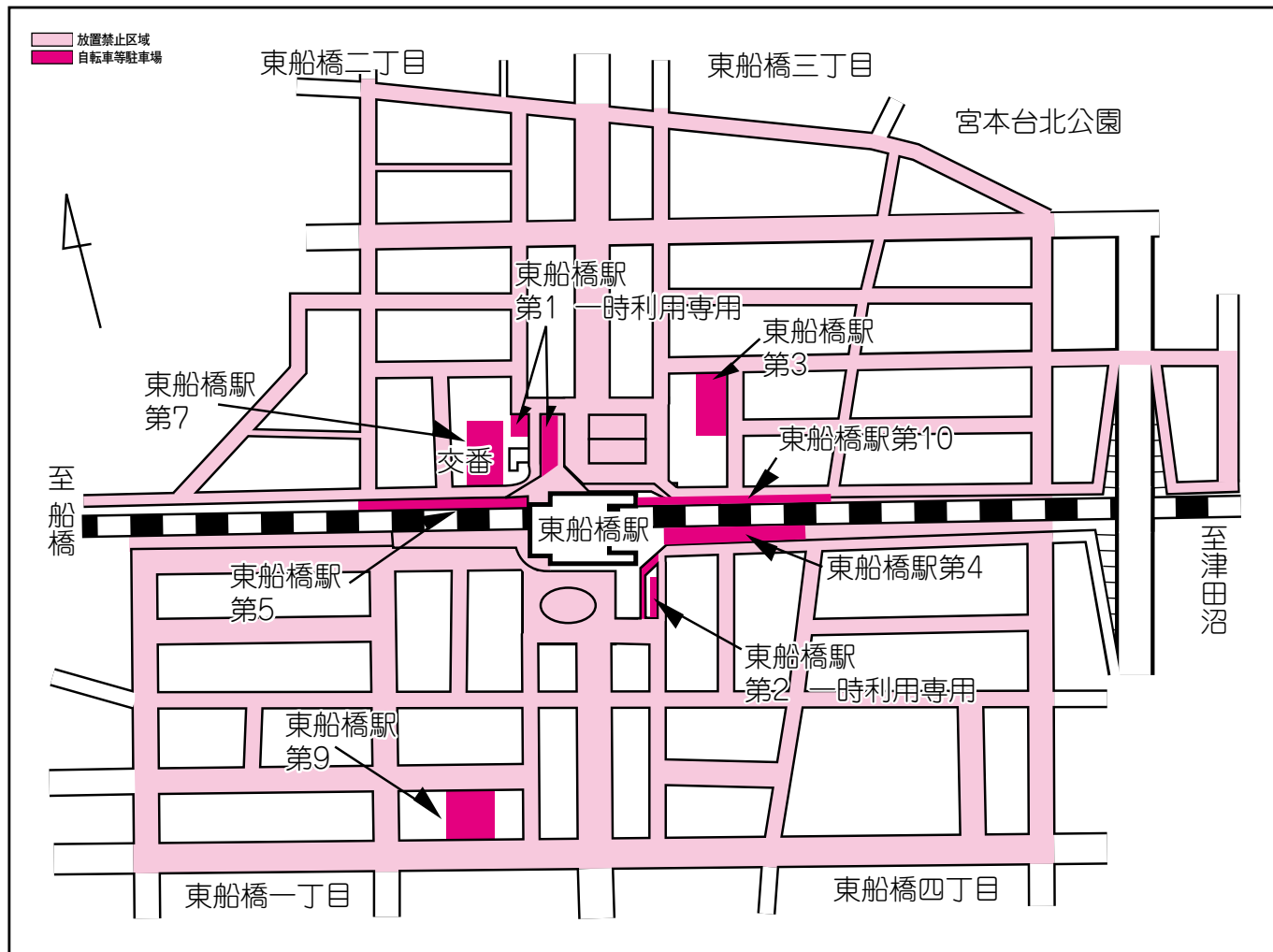


駅コード	駐輪場コード	自転車等駐輪場	定期(月ごめ)利用			一時(日ごめ)利用			屋根		定期料金区分	駅コード	駐輪場コード	自転車等駐輪場	定期(月ごめ)利用			一時(日ごめ)利用			屋根		定期料金区分				
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無					自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無					
1	1	船橋駅第1 1F	○						○		E	1	9	船橋駅第9	○	○			○	○				○		D	
	21	船橋駅第1 2F	○						○		D			10	船橋駅第10					□					○		
	2	船橋駅第2	○							○	D			11	船橋駅第11	○	○									○	C
	3	船橋駅第3 1F	○			○			○		E			12	船橋駅第12							□				○	
	23	船橋駅第3 2F	○			○			○		D			13	船橋駅第13									○		○	
	4	船橋駅第4 1F	○			○			○		E			14	船橋駅第14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A
	24	船橋駅第4 2F	○			○			○		D			15	船橋駅第15		○									○	B
	5	船橋駅第5 下段	○						○		D			16	船橋駅第16	○								○		○	D
	25	船橋駅第5 上段	○						○		C																
	6	船橋駅第6 下段	○						○		C																
	26	船橋駅第6 上段	○						○		B																

- ※赤字は一時(日ごめ)利用専用です。定期(月ごめ)利用の申請はできません。
- ※□は、個別ロック式駐輪ラックを設置しており、精算機での料金精算となります(入庫後90分間は無料)。
- ※階層式の駐輪場は1階と2階の料金が、ラック式の駐輪場では下段と上段で料金がそれぞれ異なりますのでご注意ください。
- ※船橋駅第3駐輪場の2Fとは1F以外の全ての階数が含まれます。
- ※自動二輪車は、総排気量50cc超125cc以下に限ります。

< 東船橋駅周辺 >

駅コードは 2 です。

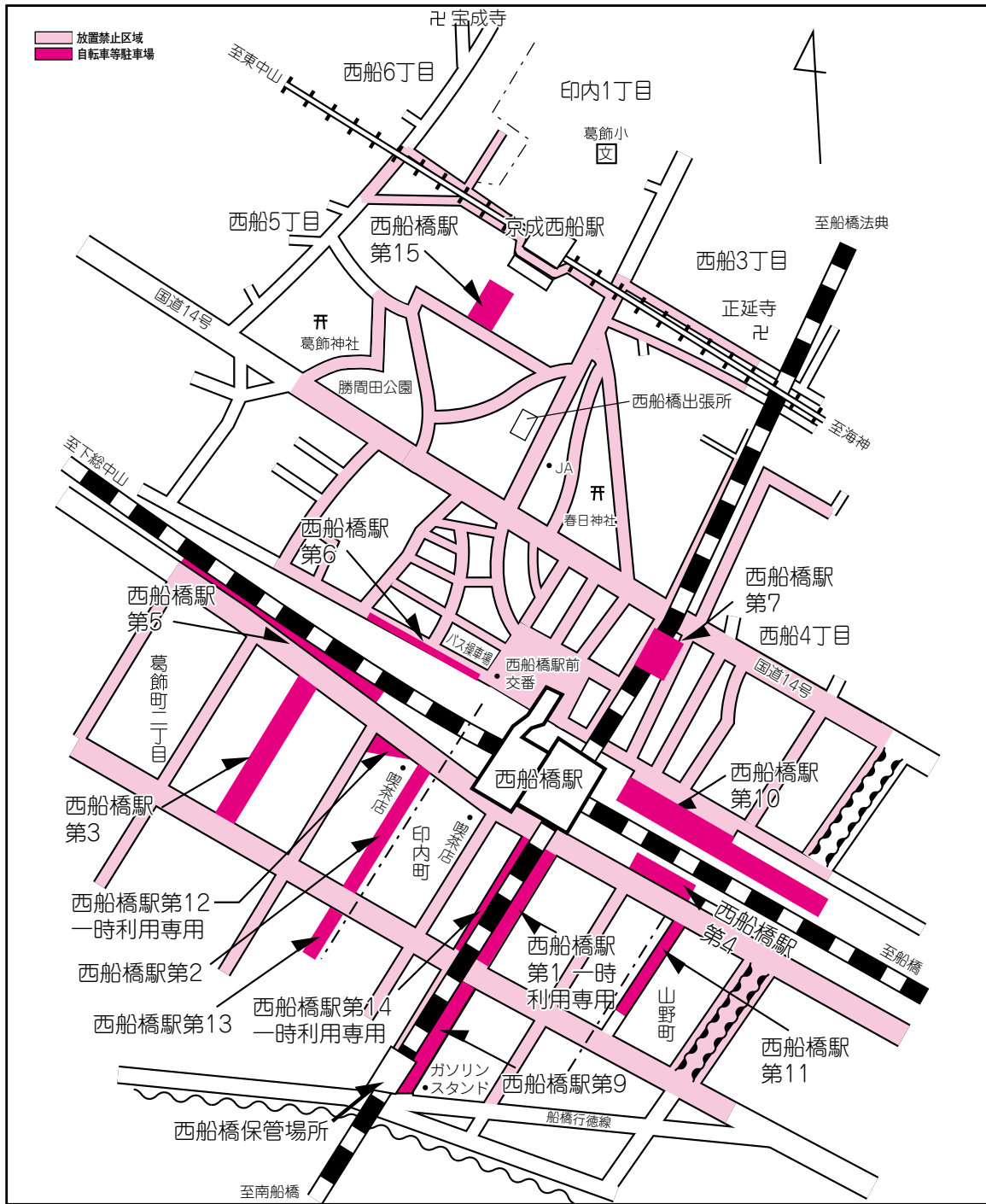


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ) 利用		一時 (日ごめ) 利用		屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付	有	無	
2		東船橋駅 第1			○				○
		東船橋駅 第2			□				○
	3	東船橋駅 第3	○	○	○	○			C
	4	東船橋駅 第4	○						D
	5	東船橋駅 第5	○		○				D
	7	東船橋駅 第7	○						D
	9	東船橋駅 第9	○	○	○	○	○		B
	10	東船橋駅 第10	○		○				D

※赤字は一時（日ごめ）利用専用です。定期（月ごめ）利用の申請はできません。
 ※□は、個別ロック式駐輪ラックを設置しており、精算機での料金精算となります（入庫後 90 分間は無料）。
 ※自動二輪車は、総排気量 50cc 超 125cc 以下に限ります。

< 西船橋駅周辺 >

駅コードは 3 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用		一時 (日ざめ) 利用		屋根		定期料金区分	駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用		一時 (日ざめ) 利用		屋根		定期料金区分				
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪					有	無	自転車	原付	自動二輪	有		無			
3	1	西船橋駅 第1						○		3	9	西船橋駅 第9	○	○				○	原付	※1			
	2	西船橋駅 第2	○					○			D	10	西船橋駅 第10下段	○	○		□	○		○	※2		
	3	西船橋駅 第3	○						○			D	30	西船橋駅 第10上段	○			□		○	C		
	4	西船橋駅 第4	○						○			D	11	西船橋駅 第11	○						○	D	
	5	西船橋駅 第5	○						○			D		西船橋駅 第12				□			○		
	6	西船橋駅 第6	○			○					○	D	13	西船橋駅 第13	○	○						○	B
	7	西船橋駅 第7 1F	○						○			E		西船橋駅 第14				□				○	
	27	西船橋駅 第7 2F	○						○			D	15	西船橋駅 第15	○	○						○	B

※1 西船橋駅 第9 駐輪場の料金区分は、自転車=C 原付=B

※2 西船橋駅 第10 駐輪場の料金区分は、自転車=D 原付=C (原付は平置きでのご利用となります)

※赤字は一時 (日ざめ) 利用専用です。定期 (月ざめ) 利用の申請はできません。

※□は、個別ロック式駐輪ラックを設置しており、精算機での料金精算となります (入庫後 90 分間は無料)。

※階層式の駐輪場は1階と2階の料金が、ラック式の駐輪場では下段と上段で料金がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

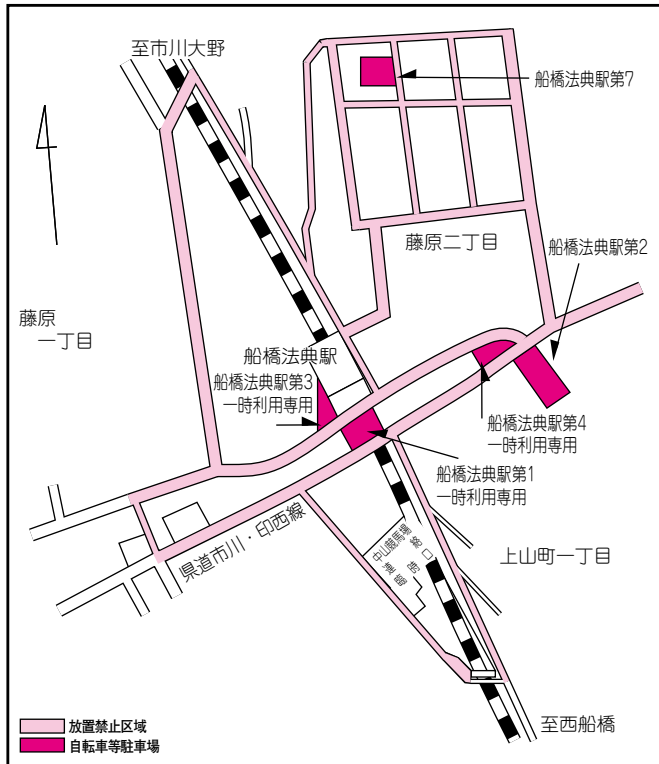
★西船橋駅 第8 駐輪場は令和 2 年 3 月 31 日をもって閉鎖となります。

★西船橋駅 第10 駐輪場で原付 (総排気量 50 cc以下、白ナンバーのみ) の利用が可能となります。

★西船橋駅 第6 駐輪場が一時 (日ざめ) 利用併用となるため、定期利用の台数が少なくなります。

< 船橋法典駅周辺 >

駅コードは 4 です。

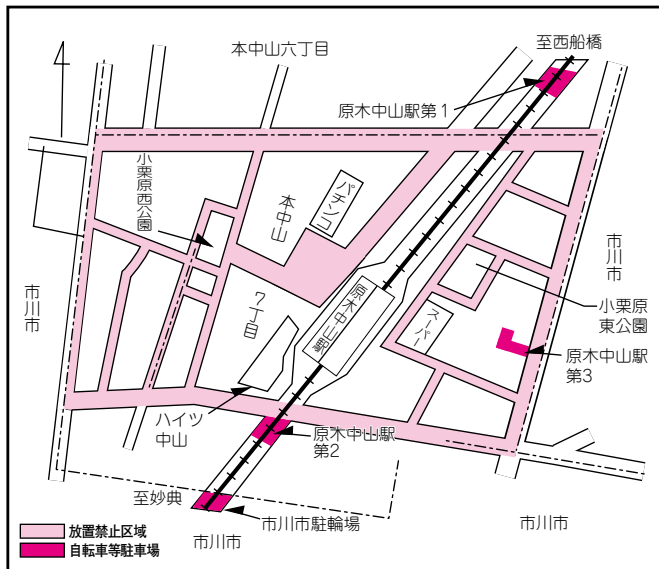


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用			一時 (日ざめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
4	1	船橋法典駅 第1				○				○	
	2	船橋法典駅 第2	○	○			○				C
	3	船橋法典駅 第3				□				○	
	4	船橋法典駅 第4				○				○	
	7	船橋法典駅 第7	○	○		○	○			○	B

※赤字は一時 (日ざめ) 利用専用です。定期 (月ざめ) 利用の申請はできません。
 ※□は、個別ロック式駐輪ラックを設置しており、精算機での料金精算となります (入庫後 90 分間は無料)。
 ★船橋法典駅第 5 駐輪場は令和 2 年 3 月 31 日をもって閉鎖になります。

< 原木中山駅周辺 >

駅コードは 5 です。

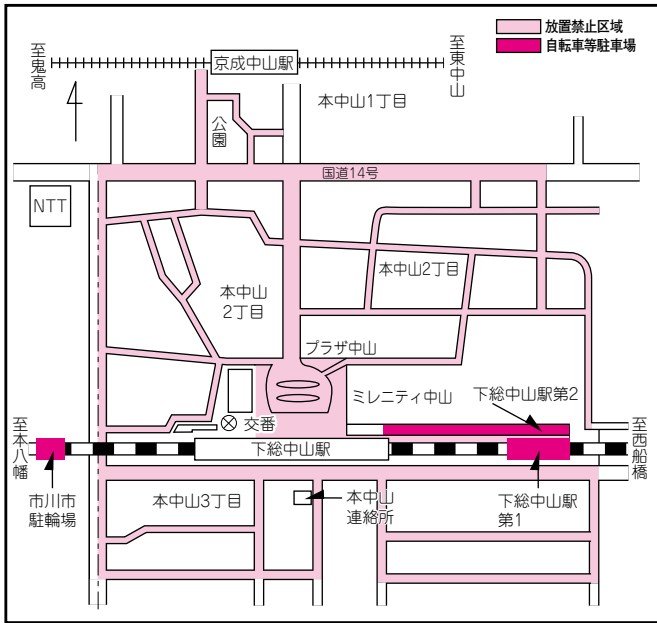


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用			一時 (日ざめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
5	1	原木中山駅 第1	○	○	○	○	○	○	○		B
	2	原木中山駅 第2	○							○	D
	3	原木中山駅 第3	○							○	B

※自動二輪車は、総排気量 50cc 超 125cc 以下に限ります。
 ※市川市駐輪場についてのお問合せは、市川市役所 交通計画課 ☎ 047-334-1111 (代表)

< 下総中山駅周辺 >

駅コードは 6 です。

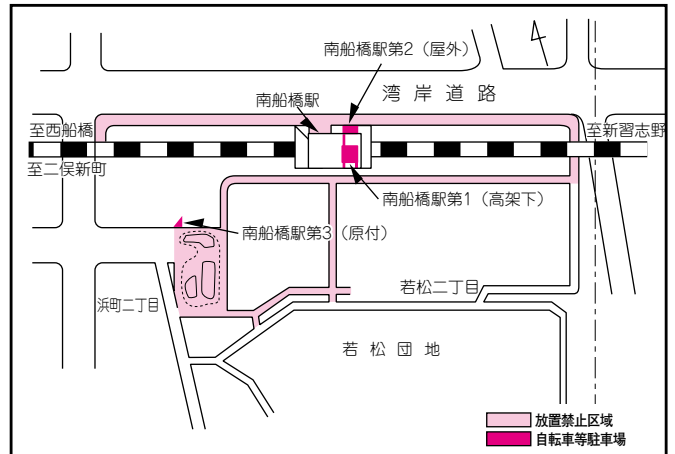


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ) 利用			一時 (日ごめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
6	1	下総中山駅第1 1 F	○						○		D
	21	下総中山駅第1 2 F	○						○		C
	2	下総中山駅 第2	○			○				○	D

※階層式の駐輪場は、1階と2階の料金が異なりますのでご注意ください。
 ※市川市駐輪場についてのお問合せは、市川市役所 交通計画課 ☎ 047-334-1111 (代表)

< 南船橋駅周辺 >

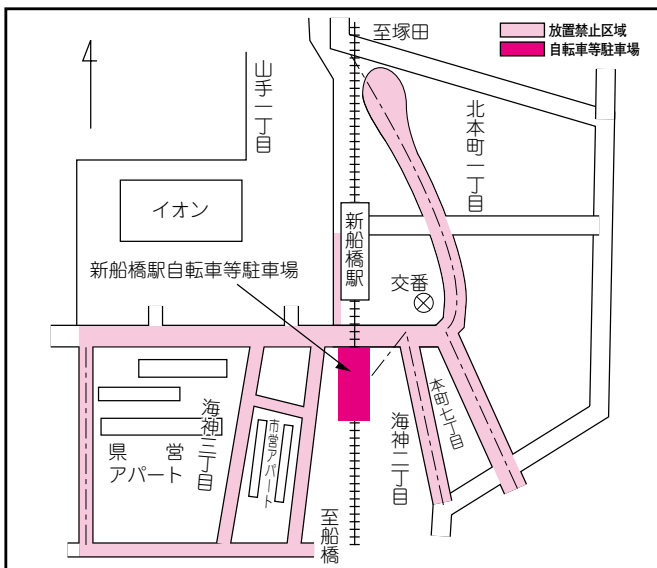
駅コードは 7 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ) 利用			一時 (日ごめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
7	1	南船橋駅 第1	○			○			○		D
	2	南船橋駅 第2	○							○	C
	3	南船橋駅 第3			○					○	C

< 新船橋駅周辺 >

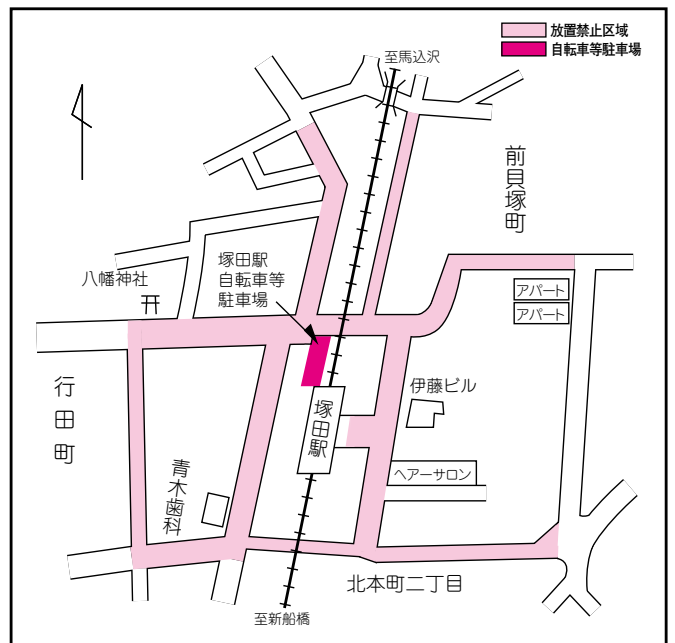
駅コードは 8 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ) 利用			一時 (日ごめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
8	1	新船橋駅	○			○			○		A

< 塚田駅周辺 >

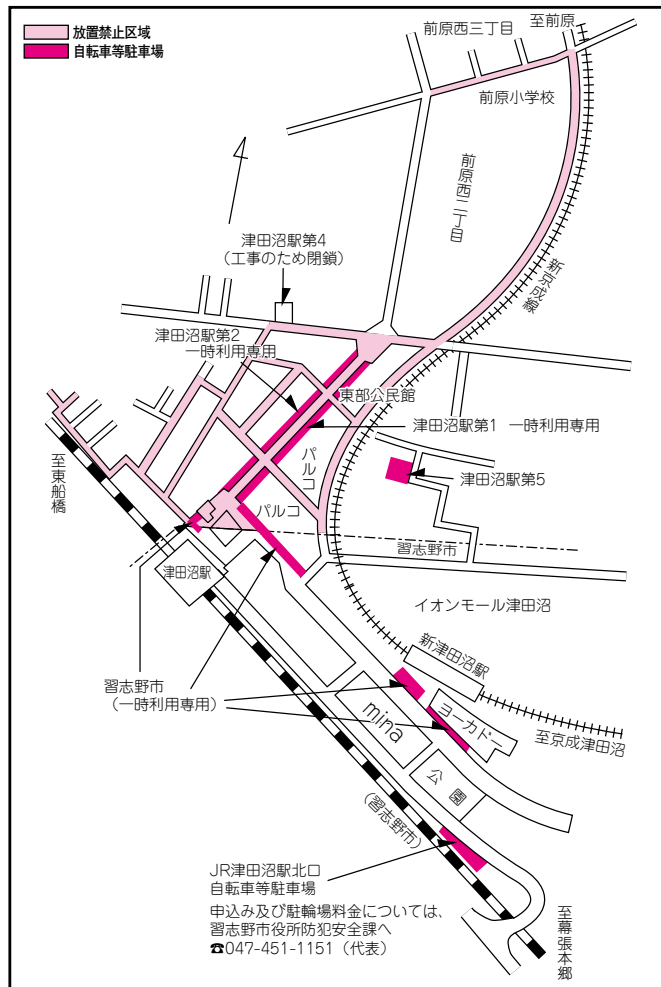
駅コードは 9 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ) 利用			一時 (日ごめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
9	1	塚田駅	○							○	C

< 津田沼駅周辺 >

駅コードは 10 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ぎめ) 利用		一時 (日ぎめ) 利用		屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付	有	無	
10	津田沼駅 第1				○				○
	津田沼駅 第2				○				○
	5 津田沼駅 第5	○							○ C

※赤字は一時 (日ぎめ) 利用専用です。定期 (月ぎめ) 利用の申請はできません。

★令和2年度に津田沼駅第4駐輪場の工事を行う予定のため、利用ができなくなります。

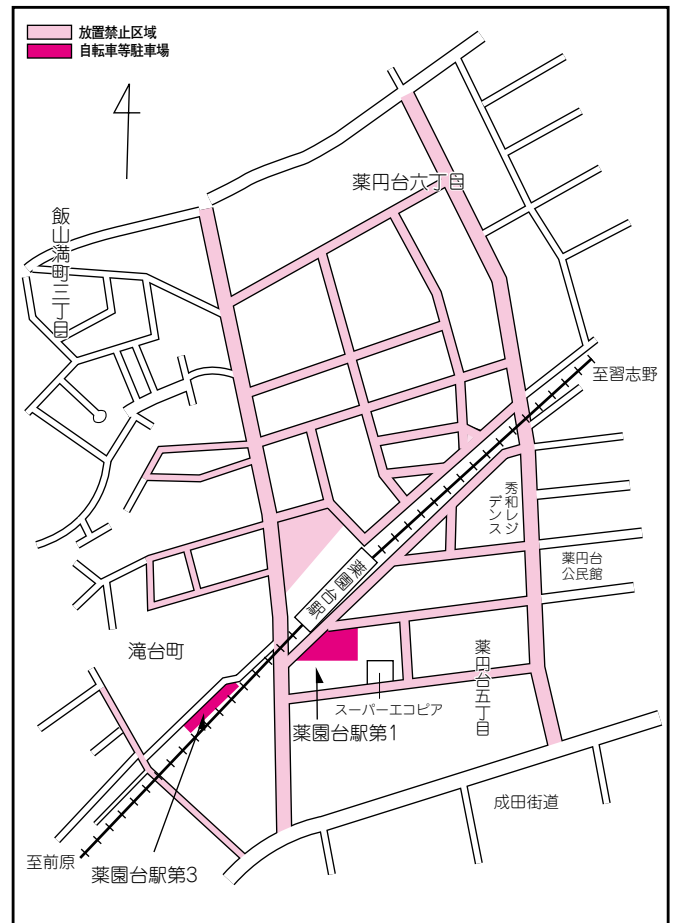
★令和2年4月1日より、津田沼駅第5駐輪場 (定期利用) を供用開始します。

★津田沼駅第5駐輪場のステッカーは、令和2年3月31日まで津田沼駅第4駐輪場で交付します。



< 薬園台駅周辺 >

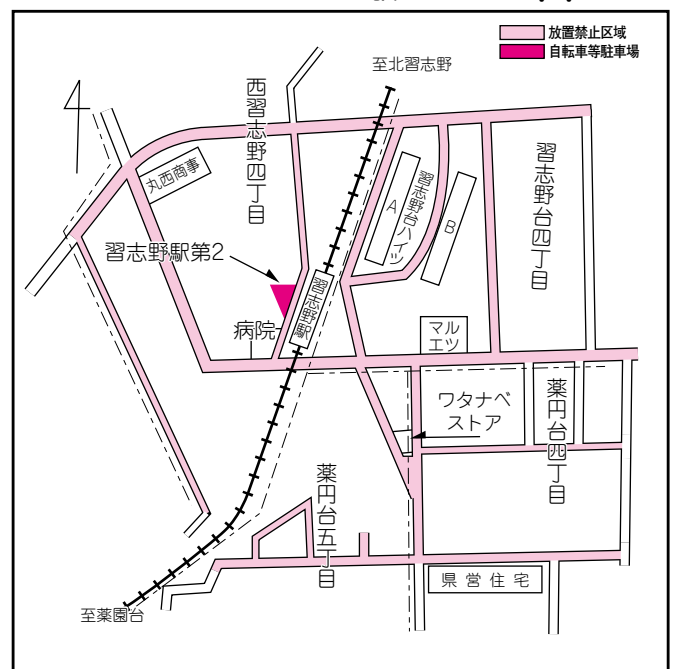
駅コードは 13 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ぎめ) 利用		一時 (日ぎめ) 利用		屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付	有	無	
13	1 薬園台駅 第1		○	○		○			○ C
	3 薬園台駅 第3		○						○ B

< 習志野駅周辺 >

駅コードは 14 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ぎめ) 利用		一時 (日ぎめ) 利用		屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付	有	無	
14	2 習志野駅 第2		○			○			○ C

< 北習志野駅周辺 >

駅コードは 15 です。



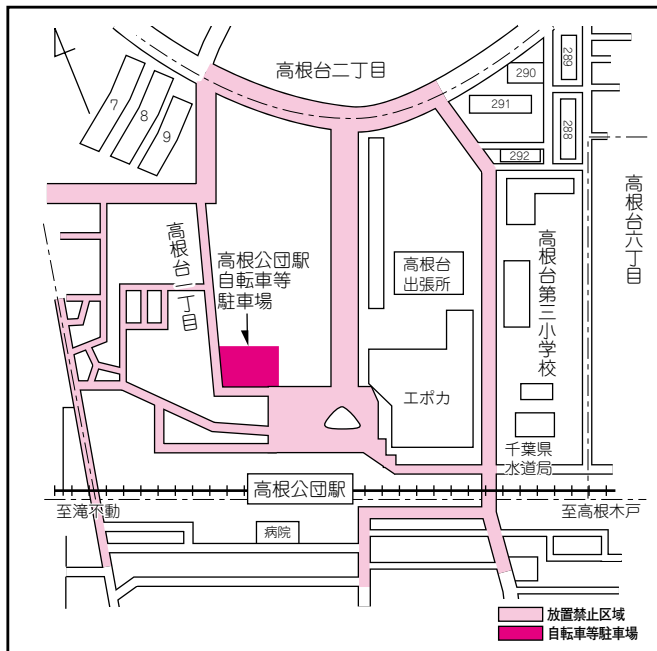
★
北習志野駅第8駐輪場については工事を予定しております。工事を実施する場合は、詳細について広報ふなばし3月15日号また、市ホームページの市営各駅駐輪場欄にてお知らせしますのでご覧ください。

駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ)		一時 (日ごめ)		屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付	有	無	
15	1	北習志野駅 第1	○					○	D
		北習志野駅 第2			○			○	
	3	北習志野駅 第3	○					○	D
		北習志野駅 第4				□		○	
	5	北習志野駅 第5	○					○	B
	6	北習志野駅 第6	○					○	B
	7	北習志野駅 第7	○					○	C
	8	北習志野駅 第8	○	○				○	B

※赤字は一時 (日ごめ) 利用専用です。定期 (月ごめ) 利用の申請はできません。
※□は、個別ロック式駐輪ラックを設置しており、精算機での料金精算となります (入庫後 90 分間は無料)。

< 高根公園駅周辺 >

駅コードは 17 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ごめ)		一時 (日ごめ)		屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自転車	原付	有	無	
17	1	高根公園駅 1F 下段	○		○			○	D
	11	高根公園駅 1F 上段	○		○			○	B
	21	高根公園駅 2F	○		○			○	C
	31	高根公園駅 屋上	○					○	A
	41	高根公園駅 屋外		○		○		○	B

※ 1 階の下段ラック、上段ラック及び 2 階、屋上でそれぞれ料金が異なりますのでご注意ください。

< 滝不動駅周辺 >

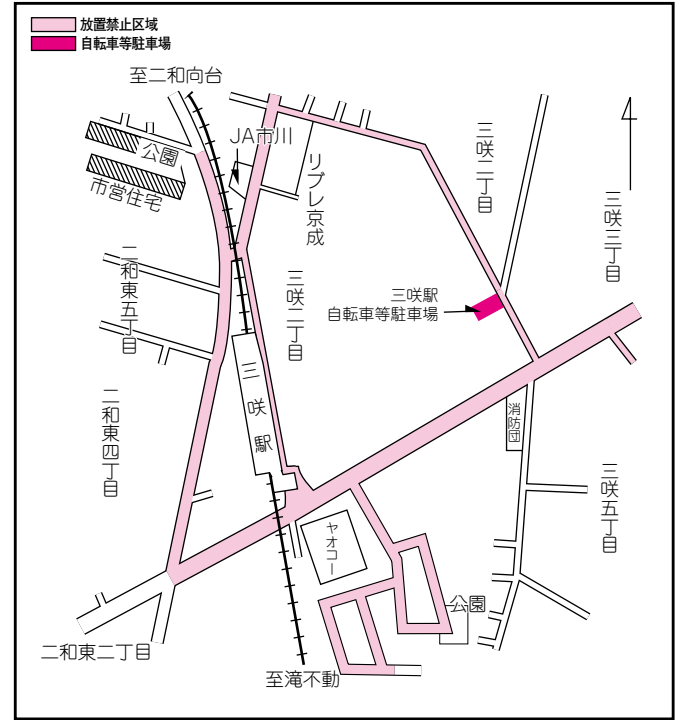
駅コードは 18 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ぎめ) 利用			一時 (日ぎめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
18	2	滝不動駅 第2	○							○	B

< 三咲駅周辺 >

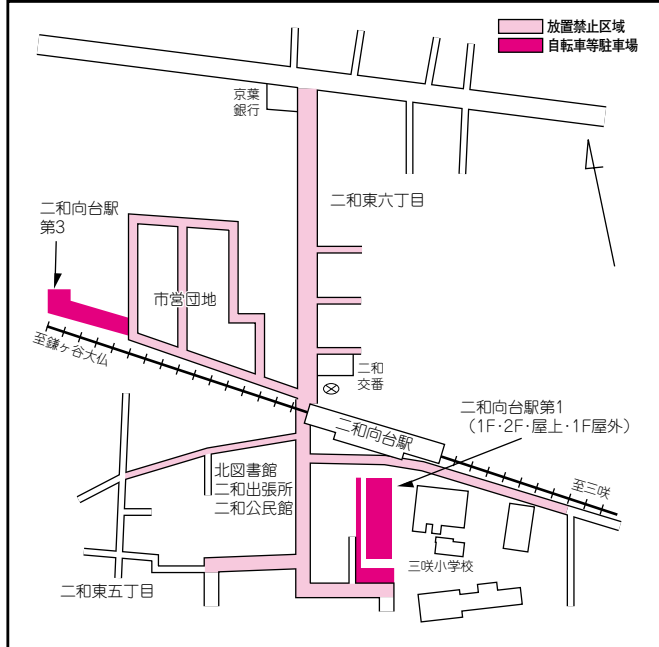
駅コードは 19 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ぎめ) 利用			一時 (日ぎめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
19	1	三咲駅	○							○	C

< 二和向台駅周辺 >

駅コードは 20 です。

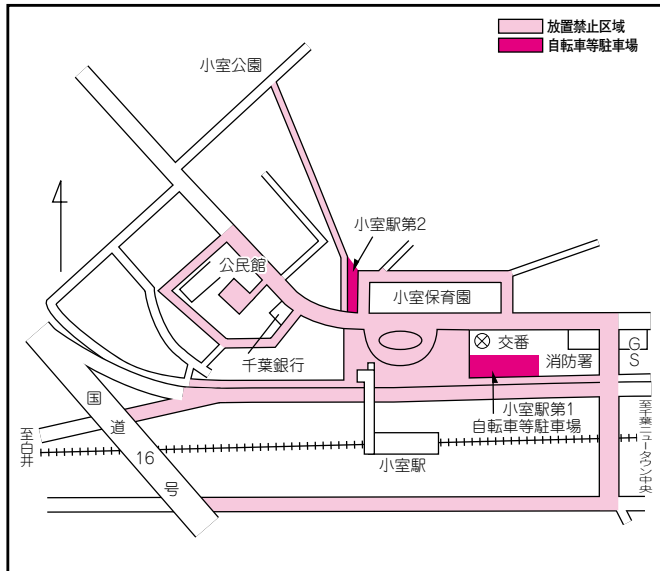


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ぎめ) 利用			一時 (日ぎめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
20	1	二和向台駅第1 1F	○			○			○		D
	21	二和向台駅第1 2F	○			○			○		C
	31	二和向台駅第1 屋上	○							○	A
	41	二和向台駅第1 1F屋外	○							○	C
	3	二和向台駅 第3	○							○	A

※階層式の駐輪場は1階、2階、屋上、屋外でそれぞれ料金が異なりますのでご注意ください。

< 小室駅周辺 >

駅コードは 21 です。

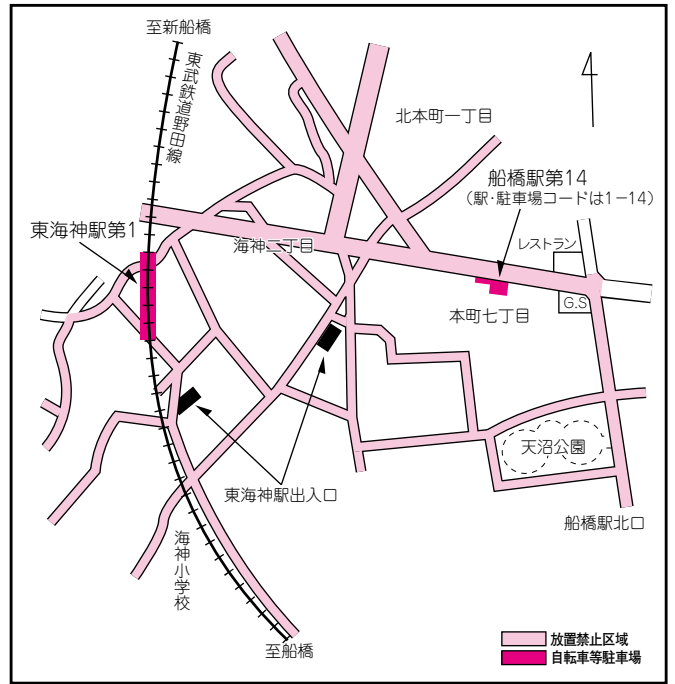


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用		一時 (日ざめ) 利用		屋根		定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		有
21	1	小室駅第1	○	○	○	○	○	○	○	A
	2	小室駅第2	○	○	○	○	○	○	○	B

※自動二輪車は、総排気量 50cc 超 125cc 以下に限ります。

< 東海神駅周辺 >

駅コードは 22 です。

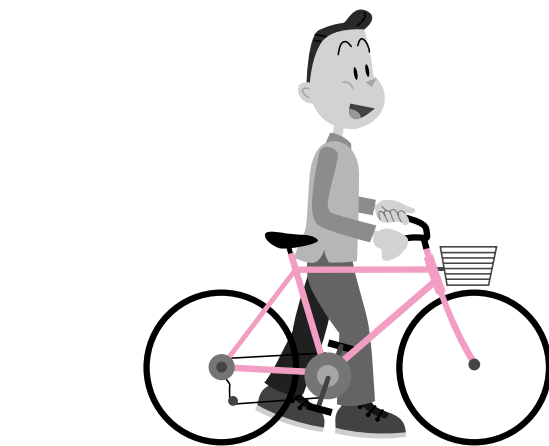
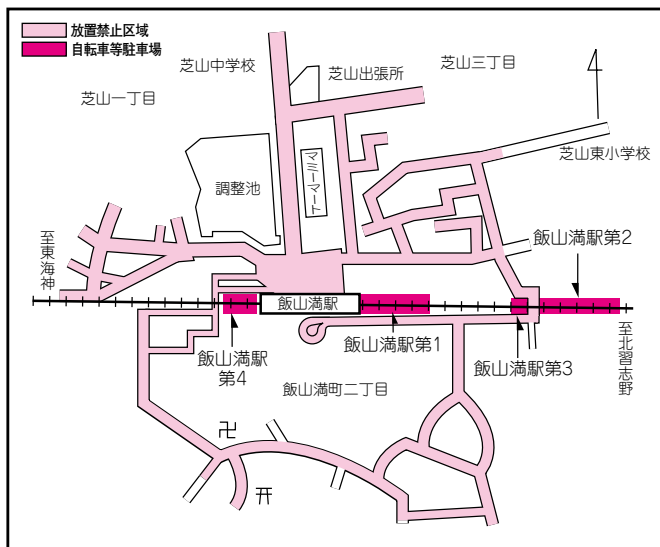


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用		一時 (日ざめ) 利用		屋根		定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		有
22	1	東海神駅第1	○	○	○	○	○	○	○	A

※自動二輪車は、総排気量 50cc 超 125cc 以下に限ります。
 ※船橋駅第 14 駐輪場のご利用を希望される方は、P10 を参照してください。

< 飯山満駅周辺 >

駅コードは 23 です。

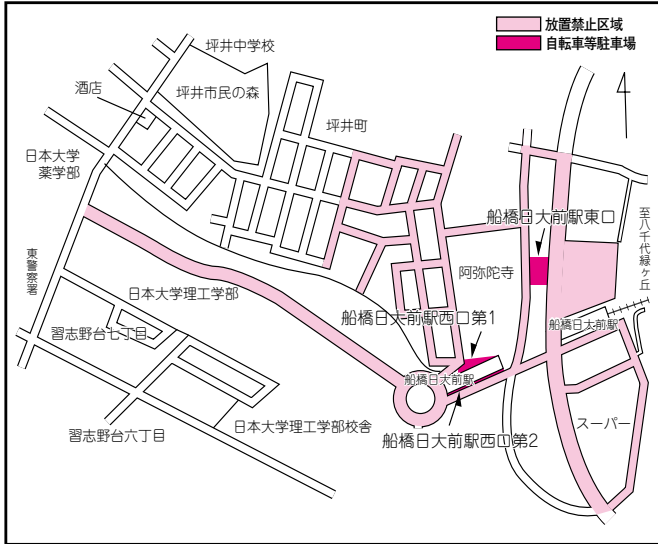


駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用		一時 (日ざめ) 利用		屋根		定期料金区分	
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪		有
23	1	飯山満駅第1	○	○	○	○	○	○	○	C
	2	飯山満駅第2	○	○	○	○	○	○	○	A
	3	飯山満駅第3	○	○	○	○	○	○	○	A
	4	飯山満駅第4	○	○	○	○	○	○	○	D

※自動二輪車は、総排気量 50cc 超 125cc 以下に限ります。

< 船橋日大前駅周辺 >

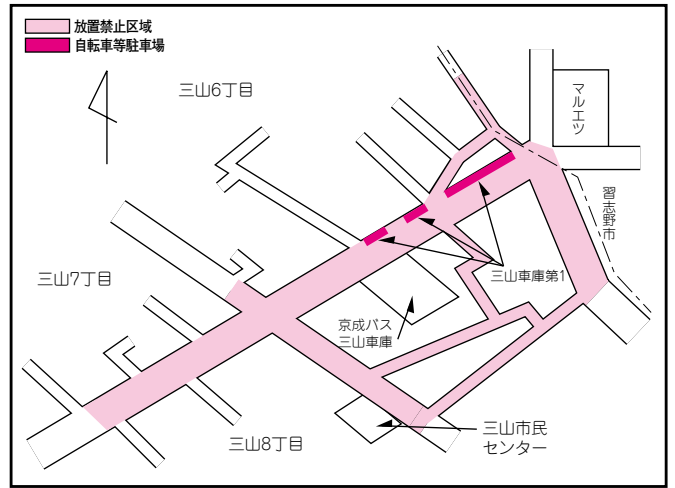
駅コードは 24 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用			一時 (日ざめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
24	1	船橋日大前駅西口 第1	○						○		C
	2	船橋日大前駅西口 第2	○						○		C
	4	船橋日大前駅東口	○	○		○					C

< 三山車庫周辺 >

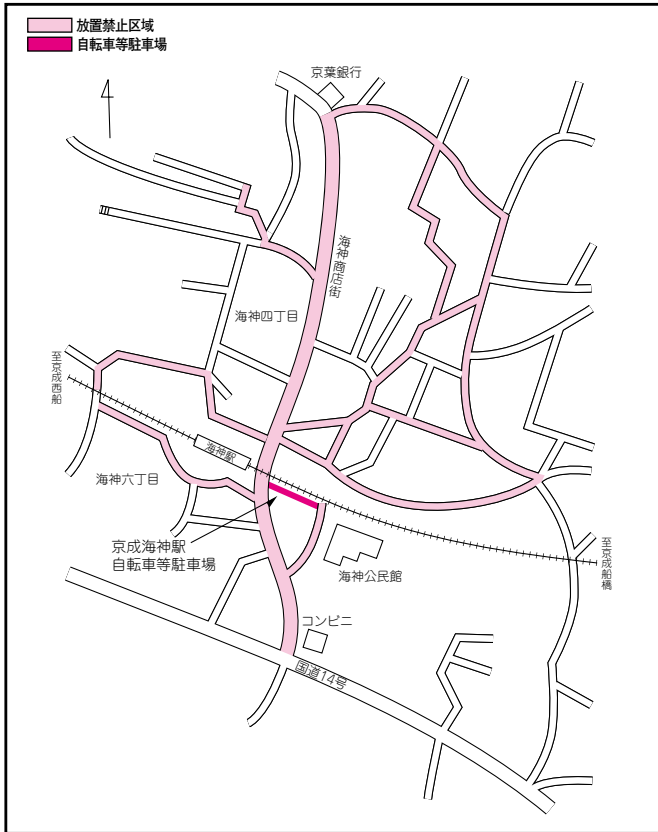
駅コードは 25 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用			一時 (日ざめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
25	1	三山車庫 第1	○			○				○	A

< 京成海神駅周辺 >

駅コードは 26 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用			一時 (日ざめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
26	1	海神駅	○			○				○	B

< 大神宮下駅周辺 >

駅コードは 27 です。



駅コード	駐車場コード	自転車等駐車場	定期 (月ざめ) 利用			一時 (日ざめ) 利用			屋根		定期料金区分
			自転車	原付	自動二輪	自転車	原付	自動二輪	有	無	
27	1	大神宮下駅	○	○	○	○	○	○	○	○	B

※自動二輪車は、総排気量 50cc 超 125cc 以下に限ります。

放置ゼロ キレイな街で おもてなし

放置とは・・・

自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれており、かつ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいいます。

<放置自転車でお困りの場合>

- ① 放置自転車でお困りの場合は、まず**警察**へ連絡してください。警察が盗難届の有無等を確認します。
 - 盗難届が提出されていた場合⇒**警察**が所有者へ返還する手続きを行います。
 - 盗難届の提出がなく所有者も不明の場合⇒**警察**が市に連絡をします。
- ② **放置されている場所が**
 - 私道（民地）であれば⇒**土地の所有者**の方に処理をしていただくこととなります。
 - 公道（市道等）であれば⇒**船橋市**で対応致します。原則、警察が市へ連絡を行い対応致しますが、発見者の方が市へ直接ご連絡くださる場合は、自転車放置場所の住所、放置自転車の特徴（色・防犯登録番号・車体番号等）をお伺いしますので、ご確認のうえ、ご連絡ください。
- ③ 撤去までの期間
 - 自転車等放置禁止区域内⇒計画的に実施していることから、直ぐに撤去できない場合がありますのでご了承ください。
 - 自転車等放置禁止区域外⇒警告書を貼付してから一定期間経過後、撤去を実施します。2週間程度かかります。



自転車等保管場所別撤去駅一覧

(携帯からもご覧になれます) ⇨⇨

保管場所名	撤去駅
海神町南	船橋駅（南口）・南船橋駅・京成海神駅・大神宮下駅 船橋競馬場駅
中野木（北側）	船橋駅（北口）・東船橋駅・東海神駅
中野木（南側）	津田沼駅・前原駅・薬園台駅・三山車庫
西船橋	西船橋駅・下総中山駅・原木中山駅・東中山駅・京成西船駅
二和西	習志野駅・北習志野駅・高根木戸駅・高根公団駅・滝不動駅 三咲駅・二和向台駅・飯山満駅・船橋日大前駅・小室駅
前貝塚	船橋法典駅・馬込沢駅・塚田駅・新船橋駅

移送保管料

返還に際しては、移送保管料として自転車1台につき2,750円、原動機付自転車1台につき3,300円を負担していただきます。

※移送保管料には、消費税相当額が含まれています。

返還方法

(1) 引渡し日時

移送した日と毎週の木・金・土曜日
午後1時から午後6時30分まで

※但し、12月29日～1月3日までの期間を除く。

※市内に気象警報が発令された際は、閉鎖することもあります。

(2) お持ちいただく物

印鑑・自転車等の鍵・身分証明書・移送保管料

保管期間

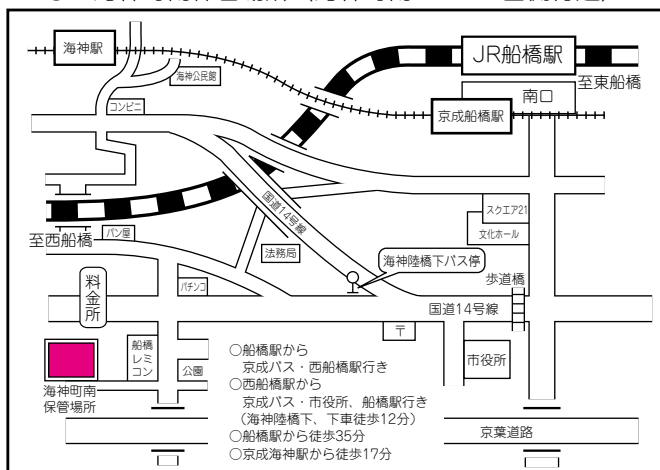
移送した日から2ヶ月間です。2ヶ月を経過したものは処分します。

近年、自転車等の盗難が多発しております。十分な防犯対策を心掛けてください。

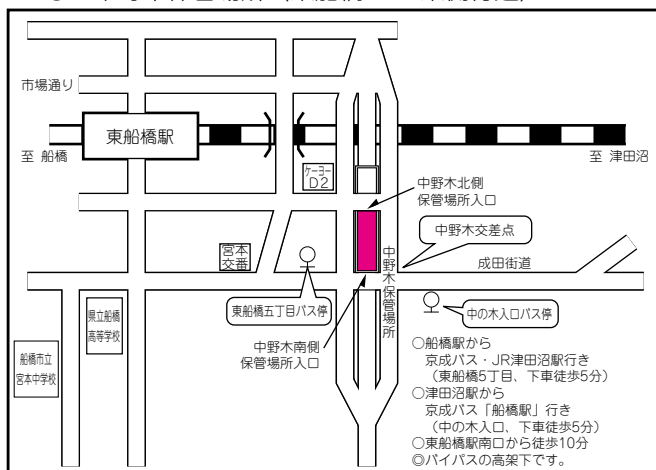
自転車等を盗難された場合は、速やかに警察へ盗難届を出してください。盗難自転車が保管場所に移送された場合、盗難届出日が撤去日より前であれば、移送保管料を免除いたしますので、盗難届受理番号（警察が受付した番号）を保管場所にて所員にお知らせください。

自転車等保管場所一覽

○ 海神町南保管場所（海神町南1-1844西側付近）



○ 中野木保管場所（東船橋4-19東側付近）



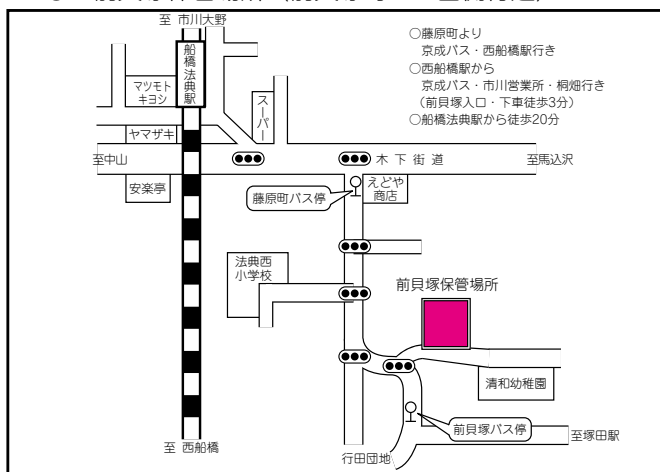
○ 西船橋保管場所（印内町645西側付近）



○ 二和西保管場所（二和西3-17付近）



○ 前貝塚保管場所（前貝塚町645西側付近）



※保管場所には電話を設置しておりません。保管自転車等の確認をする際は、直接保管場所に行つて確認をしていただくか、防犯登録番号か車体番号、原付のナンバーにより船橋市ホームページ及び都市整備課にて確認することができます。

ラック式駐輪場の利用について

ラック式駐輪場は、駐輪できる自転車の大きさ等に決まりがありますのでご注意ください。
※規格外の自転車はラックに停められません。

駐輪できる自転車の規格

○船橋駅第5・第6自転車等駐車場

上段ラック			
全長	1,785	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,100	mm以内	
タイヤ幅	48.0	mm以内	
重量	20	kg以内	

下段ラック			
全長	1,785	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,100	mm以内	
タイヤ幅	56.8	mm以内	
重量	26	kg以内	

○西船橋駅第10自転車等駐車場

上段ラック			
全長	1,800	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,100	mm以内	
タイヤ幅	55.0	mm以内	
重量	25	kg以内	

下段ラック			
全長	1,900	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,100	mm以内	
タイヤ幅	55.0	mm以内	
重量	35	kg以内	

※一部40kg以内可
 (3人乗り自転車可)

○高根公団駅自転車等駐車場 (1階)

上段ラック			
全長	1,785	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,100	mm以内	
タイヤ幅	48.0	mm以内	
重量	20	kg以内	

下段ラック			
全長	1,900	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,100	mm以内	
タイヤ幅	53.0	mm以内	
重量	30	kg以内	

○船橋駅南口地下駐輪場

上段ラック			
全長	1,800	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,150	mm以内	
タイヤ幅	51.0	mm以内	
重量	20	kg以内	

下段ラック			
全長	1,800	mm以内	
全幅	600	mm以内	
全高	1,150	mm以内	
タイヤ幅	54.0	mm以内	
重量	25	kg以内	

自転車保険に加入しましょう

自転車で重大な事故を起こすと、高い賠償金を請求される可能性があります。

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車損害賠償保険に加入しましょう。



※お問い合わせはお近くの自転車販売店、コンビニ、損害保険会社等へ